

平成 17 年 10 月 20 日

我が国におけるウエストナイルウイルス感染発生時の献血者への対応（案）

1 基本的考え方

- （１）ウエストナイルウイルス感染による人の健康影響について
ウエストナイルウイルス感染者の 20%が発症し、感染者の 1%が脳炎、髄膜炎等重篤になり、重篤者の 3～15%が死亡するといわれている（死亡率は感染者の 0.1%程度）。

- （２）ウエストナイルウイルスの感染経路について

ウエストナイルウイルスに感染していると考えられる感染媒体は、蚊、鳥、動物※及び人である。

これらの感染媒体は、感染源となる蚊から直接又は鳥や動物から蚊を媒介して間接的に感染するという経路が考えられているほか、鳥や動物では感染実験の結果、食物連鎖を介した直接的な感染も示唆されている（別紙 1 参照）。

※ 今年度は馬、イヌ、リスの感染例が報告されているが、これが感染媒体となり、蚊を媒介して間接的に感染するか否かは不明。

- （３）ウエストナイルウイルスの感染の広がりの方考え方について

ウエストナイルウイルスが渡り鳥を介して全世界に拡大していると考えられており、我が国の近隣ではシベリアまで感染鳥が確認されている。

しかし、渡り鳥のシベリアからの渡来は秋となり、蚊のいない冬期を挟んで春に戻ると考えられることや東南アジアでの感染鳥の報告がないことから、現時点では渡り鳥による感染の可能性は少ないと考えられ、また、渡り鳥の行動範囲については、現在調査していることから、調査結果を待って対応方策を検討する。

このような状況の下、我が国で感染が確認された場合の対応方策については、渡り鳥を除く感染媒体（人、蚊、野鳥）ごとに検討する（別紙 2 参照）。

なお、蚊の行動範囲を半径数 km、カラス、スズメ等の野鳥の行動範囲を半径 10km として考える。

2 感染が確認された媒体の種類と対応について

感染媒体ごとの感染源を想定し、献血者の渡航歴、居住地域等による制限及び NAT の実施を組み合わせた対応を実施する。

なお、これらの対応については、あくまでも原則として示すも

のであって、実際には発生地域や季節によって献血制限の範囲や期間、NATの実施範囲が異なることに留意する必要がある。

(1) 人

ア WNV流行地から帰国後4週間以内の渡航者

- ① 海外の感染源によって感染（国内の周囲への伝播がないことを想定）
- ② 献血制限の範囲：渡航者本人
- ③ 制限期間：感染確認後120日まで
- ④ NAT：実施の必要なし

イ 港湾又は空港近隣で働いている、又は居住している人（感染源が外来蚊又は輸入された動物である場合）

- ① 感染源は外来蚊又は輸入された動物
- ② 献血制限の範囲
感染が疑われた場所から半径数km以内及び接する市区町村に居住している方
- ③ 制限期間
蚊のいなくなる時期から4週間後（11月頃を目安）まで
- ④ NAT：実施の必要性なし

ウ 上記以外の人

※ 既に感染が拡大していることを示唆しており、最も感染リスクが高いと考えられる。

- ① 国内の感染源によって感染
- ② 献血制限の範囲：感染が確認された人の行動範囲＋半径10数km以内及び接する市区町村に居住している方
- ③ 制限期間
蚊のいなくなる時期から4週間後（11月頃を目安）まで
- ④ NAT：感染が確認された人が所在する地方ブロック単位で実施（実施期間は献血制限期間と同様を目安）

(2) 蚊

ア 港湾、空港で採取された蚊（外来蚊であることが確認された場合）

- ① 海外で感染した蚊
- ② 献血制限の範囲：感染が確認された蚊の採取地の半径数km以内及び接する市区町村に居住している方
- ③ 制限期間
蚊のいなくなる時期から4週間後（11月頃を目安）まで
- ④ NAT：実施の必要性なし

イ ア以外（日本に生息していることが確認されている蚊）

- ① 国内の感染源によって感染

- ② 献血制限の範囲：感染が確認された蚊の採取地の半径 10 数 km 以内及び接する市区町村に居住している方
- ③ 制限期間
蚊のいなくなる時期から 4 週後（11 月頃を目安）まで
- ④ NAT：感染が確認された蚊の採取地の都道府県単位で実施

（3）鳥又は動物

ア 輸入鳥又は輸入動物

- ① 海外の感染源によって感染
- ② 献血制限の範囲：感染が確認された輸入鳥等の採取地の半径数 km 以内及び接する市区町村に居住している方
- ③ 制限期間：蚊のいなくなる時期から 4 週後（11 月頃を目安）まで（すでに国内の蚊に吸血されている可能性がある）
- ④ NAT：実施の必要性なし

イ ア以外でペットとして飼育している鳥又は動物

- ① 国内の感染源によって感染
- ② 献血制限の範囲：感染が確認されたペットの採取地の半径 10 数 km 以内及び接する市区町村に居住している方
- ③ 制限期間
蚊のいなくなる時期から 4 週後（11 月頃を目安）まで
- ④ NAT：採取地の都道府県単位で実施

ウ 国内に生息する野鳥又は野生動物

※ 国内で WNV が発見される可能性が他の場合と比べて高いと考えられる。

- ① 国内の感染源によって感染
- ② 献血制限の範囲：感染が確認された野鳥等の採取地の半径 10 数 km 以内及び接する市区町村に居住している方
- ③ 制限期間
蚊のいなくなる時期から 4 週後（11 月頃を目安）まで
- ④ NAT：採取地の都道府県単位で実施

3 NAT の円滑な導入に向けた対策

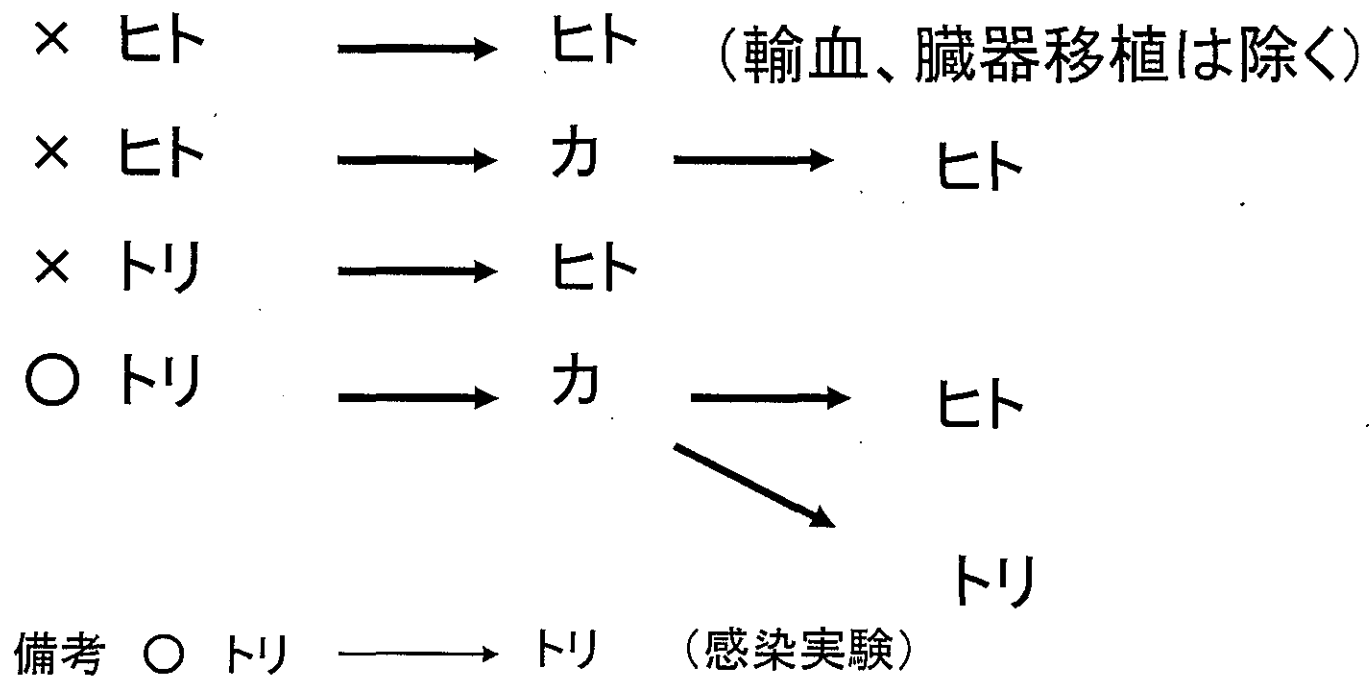
国内で WNV が発見される可能性が最も高い野鳥等が感染媒体となる場合を想定し、都道府県単位で NAT を迅速に実施できる体制を事前に整備しておく必要がある。

具体的には、日本赤十字社は毎年 3～11 月の間に都道府県単位で実施可能な NAT 試薬 1 か月分を備蓄しておくとともに、NAT センターへの搬送、検査実施等の手順を明記しておく。

4 検討課題

- (1) 感染源としての渡り鳥の可能性と NAT の実施範囲
- (2) 献血制限の範囲
- (3) NAT の実施対象地域の範囲

ウエストナイルウイルスの感染経路



日本への侵入ルート

			感染拡大の有無
米国	ヒト →	日本	×
米国	トリ(ペット等) →	日本	○(移動の規制で×)
ロシア	渡り鳥(冬鳥) →	日本	×
東南アジア	渡り鳥(夏鳥) →	日本	○(東南アジアに侵入した場合)

我が国におけるウエストナイルウイルス感染発生時の献血者への対応(案)

感染媒体	人		
	流行地から帰国後 4週間以内の渡航者	港湾又は空港近隣の 労働者又は居住者	左記以外の人
感染源	海外	外来蚊又は輸入動物	国内
献血制限範囲	渡航者本人	感染が疑われた場所から半径数km以内及び接する市区町村の居住者	感染が確認された人の行動範囲＋半径10数km以内及び接する市区町村の居住者
制限期間	感染確認後120日まで	蚊のいなくなる時期から4週後(11月頃を目安)まで	
NATの実施	必要なし		感染が確認された人が所在する地方ブロック単位

感染媒体	蚊	
	港湾又は空港で採取された蚊	左記以外(日本に生息している蚊)
感染源	海外	国内
献血制限範囲	感染が確認された蚊の採取地の半径数km以内及び接する市区町村の居住者	感染が確認された蚊の採取地の半径10数km以内及び接する市区町村の居住者
制限期間	蚊のいなくなる時期から4週後(11月頃を目安)まで	
NATの実施	必要なし	感染が確認された蚊の採取地の都道府県単位

感染媒体	鳥又は動物		
	輸入鳥又は輸入動物	左記以外でペットとして飼育している 鳥又は動物	国内に生息する野鳥又は野生動物
感染源	海外	国内	
献血制限範囲	感染が確認された輸入鳥等の採取地の半径数km以内及び接する市区町村の居住者	感染が確認されたペットの採取地の半径10数km以内及び接する市区町村の居住者	感染が確認された野鳥等の採取地の半径10数km以内及び接する市区町村の居住者
制限期間	蚊のいなくなる時期から4週後(11月頃を目安)まで		
NATの実施	必要なし	採取地の都道府県単位	